

2024年6月6日

令和5年度 入札制度及び運用に関する 意見書

松阪市入札等監視委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	2
3. 委員会の開催状況	2
4. 審議事案の総評	3
図 1 建設工事発注の金額・件数の推移	
5. 入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見	4
(1) 落札率の比較（最低制限価格制度）	
図 2 最低制限価格を定めない案件を除いた平均落札率の状況	
(2) 落札率の比較（低入札価格調査制度と総合評価落札方式）	5
表 1 失格基準価格の算定式	
表 2 積算内訳書審査基準の設計内訳書に掲げる価格に乗じる率	
表 3 令和 5 年度における総合評価落札方式試行結果	
表 4 「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 327-1 号汚水幹線外污水管渠及び配水管布設替工事」の落札結果	
(3) 災害時における指名競争入札の適用	7
表 5 令和 5 年度における指名競争入札を適用した災害復旧工事	
6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見	8
(1) ランダム係数の廃止と入札結果	
図 3 令和 5 年度建設工事、業務委託の入札にかかるくじ発生状況	
(2) 建設業における週休 2 日制工事と労働時間の上限規制	9
(3) 工事の平準化	9
図 4 建設工事の四半期別発注件数	
図 5 建設工事の四半期別発注割合	
(4) インセンティブ型入札	10
表 6 令和 5 年度におけるインセンティブ型入札案件	
表 7 インセンティブ型入札参加可能業者数	
表 8 平成 29 年度から令和 4 年度インセンティブ型入札発注実績	
7. おわりに	13

1. はじめに

当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成19年度に設置され、毎年、松阪市（以下、「本市」という。）に対し、入札や契約状況などについての監視事項や提言などを取りまとめて市長に意見を具申してきた。

まず、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」により甚大な被害が発生し、多くの尊い命が失われた。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様にはお見舞い申し上げます。三重県においても近年高い確率で南海トラフ地震発生が予測されているので、改めて、地震等非常事態に迅速に協力いただける地域建設業者等の育成の重要性を認識したところである。

景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、ウクライナ・中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

このような中、政府は30年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取り組みを加速させるとしている。また、令和6年能登半島地震の被災者の生活、なりわいの再建をはじめ、被災地の復旧・復興に至るまで、予備費を活用し切れ目なく対応するとしている（令和6年3月25日内閣府月例経済報告書より）。

本市は、新型コロナウイルス感染症を乗り越え経済復帰を見据える中、令和6年度については、歳入に大きな伸びが見込めず、また、歳出では扶助費や人件費の増額により、非常に厳しい財政運営が続くものと思われる。そのような中、市民の生活をより良くするため、そして地域が持続可能な未来に向けて前進するために引き続き、防災・減災対策や道路等の整備、地域との協働や公民連携の取り組み、デジタル技術の活用等を進めるとともに、新たな総合計画を策定する時には、一度立ち止まって現状の政策や施策を見直し、それらを「再定義」することで新しい発見や目的を見いだすことを発表している。

一方、国土交通省が行った価格動向調査（令和6年3月1日～5日現在）による現在及び将来（3か月先）の資材価格は、生コンクリート、鋼材、木材など7資材13品目のすべてにおいて、価格動向は「横ばい」、需給動向は「均衡」、在庫状況は「普通」となっている。急激な価格上昇等は終息状況にあるものの、依然として資材高騰が続き、工事価格を押し上げている状況にある。また、人材の確保などさまざまな課題がある中で、社会資本の整備を目的とし、とくに防災・減災、国土強靱化に伴う災害対策をはじめとした公共工事は今後も継続的な実施が求められる。

このような状況を踏まえつつ公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてきた。令和3年4月及び令和5年3月には最低制限価格をはじめとした入札制度の改正が行われたが、今回、令和5年3月改正後を中心に意見を具申する。

2. 委員名簿

氏名	職名等	備考
楠井 嘉行	三重大学学長顧問/弁護士/博士（医学）	委員長
村田 裕	前名城大学法科大学院教授/三重県市町村振興協会和解あっせん事業運営委員会会長	副委員長
伊藤 久美子	三重県私学協会専務理事/博士（法学）	
横山 賢	前三重県建設技術センター常務理事/一級建築士	
鏡 大介	税理士	

3. 委員会の開催状況

令和5年度の当委員会で監視対象とした案件は358件（工事279件、委託59件、不調6件、中止14件）でその他継続審議を行っている総合評価落札方式（低入札価格調査制度）による案件のほか、落札率が高かった案件や入札参加者の少なかった案件、特殊性のある案件など42件を抽出し、入札・契約における公正性、公平性、競争性、透明性や品質確保など慎重に審議を行い、課題の整理を行った。

また、契約金額1,000万円以上の随意契約について、契約理由の適正性、価格の妥当性などの審査を実施した。

【令和5年度 委員会開催状況】

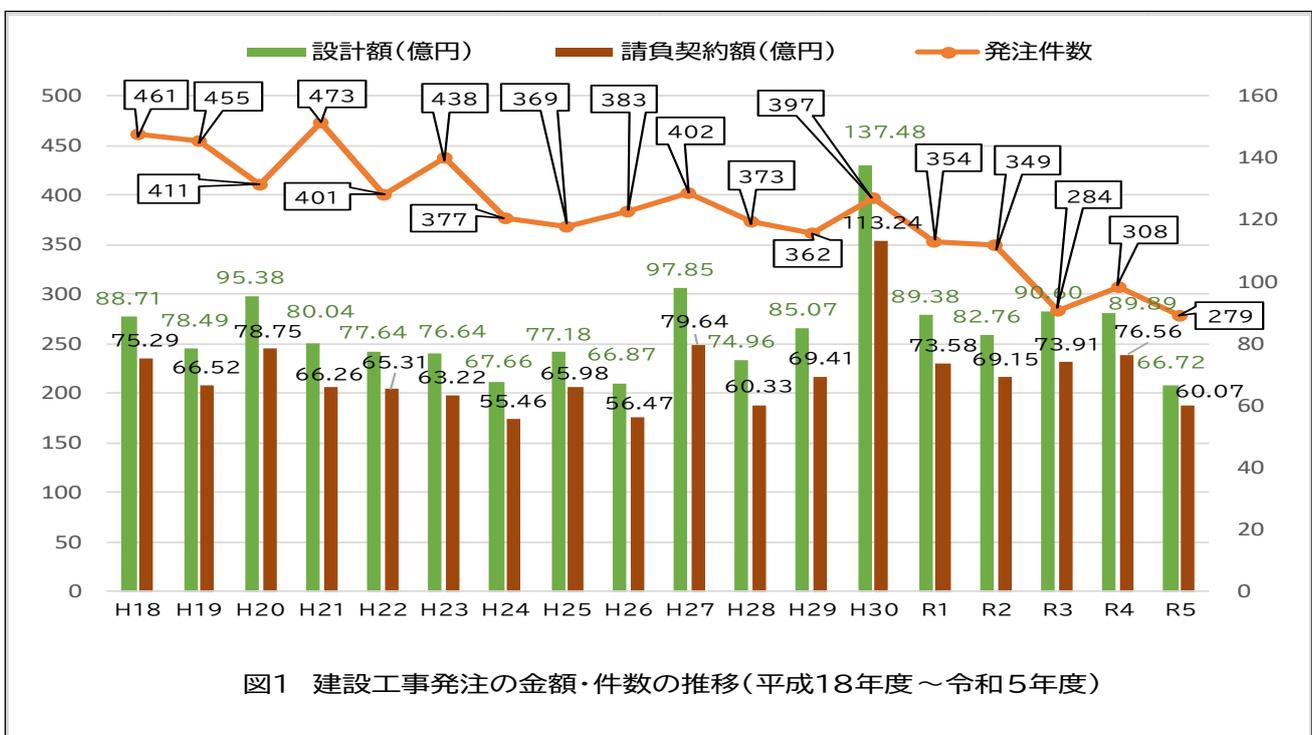
定例会	開催日	審議内容
臨時会	令和5年4月27日（木）	意見書の作成
臨時会	令和5年5月15日（月）	意見書の作成
第1回	令和5年6月19日（月）	令和4年度意見書を市長に提出
第2回	令和5年7月24日（月）	監視対象件数 77件、抽出案件 16件
第3回	令和5年10月25日（水）	監視対象件数 118件、抽出案件 11件
第4回	令和6年1月26日（金）	監視対象件数 119件、抽出案件 5件
第5回	令和6年3月27日（水）	監視対象件数 44件、抽出案件 10件

4. 審議事案の総評

本市では、平成30年度に合併特例債を活用した大型建築物などの発注が相つぎ、建設工事の設計金額も過去最高額137億4,800万円となったが、合併特例債活用のピークが過ぎ、令和5年度は発注件数279件、設計金額66億7,200万円、請負契約金額60億700万円となった(図1)。

審議の総評は、次のとおりである。

- (1) 例年とほぼ同様の事案として、入札案件において現場条件や工事の特殊性により参加者が少ない事案や落札率の高かった事案が見受けられたが、原因と対策などの整理がなされており、競争性などについても概ね確保されているものと推察した。
- (2) 契約金額1,000万円以上の随意契約については、規定に基づく随意契約の妥当性について審議したところ、改善が必要と判断されるものは見当たらなかったが、継続してその必要性と法的整理、契約金額の妥当性、適正性の確保に努められたい。
- (3) 令和5年3月から入札制度が改正された。建設工事にかかる諸経費率の改正と併せ、特にランダム係数が廃止されたことで、高く設定されていたランダム係数により、高い応札者と契約を余儀なくされる事象が解消されるなど一定の成果があったものと考えられる。また、昨年度も述べたが、入札中止に至る発生原因が全庁的に共有されるとともに、各部署においてチェック機能向上に取り組んでいると聞いている。しかし、令和5年度においても入札中止案件が14件発生しているため、引き続き改善に努められたい。



5. 入札制度改正後における落札率の検証とそれに対する意見

(1) 落札率の比較（最低制限価格制度）

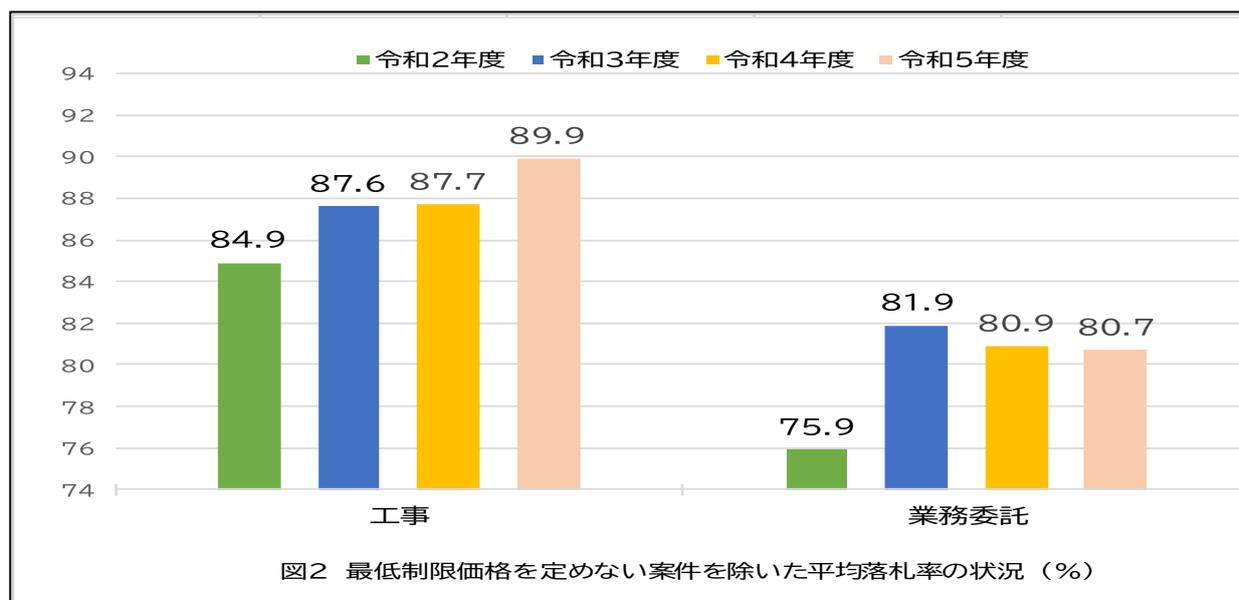
最低制限価格制度は、競争入札における予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする「最低落札の原則」の例外制度として、契約履行の確保のため特に必要がある場合に最低制限価格を設定し、それを下回る価格の者とは契約しないとする制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）である。

本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「公契連」という。）の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されていた。令和4年3月に公契連モデルの経費算出率が改正されたが、本市では令和5年3月に最低制限価格算出率の改正とランダム係数の廃止が行われた。これらによる、当該制度の改正前と改正後の平均落札率※を算出し比較した。

図2によると令和4年度と令和5年度の比較では、工事は2.2ポイント増（89.9%－87.7%＝2.2ポイント）、業務委託は0.2ポイント減（80.7%－80.9%＝△0.2ポイント）の落札率であった。業務委託では、ほぼ横ばいの状況であったが、工事では、諸経费率改正（一般管理費等算出率0.55%→0.68%）と併せ、ランダム係数の廃止により、2.2ポイント上昇し、改正の効果が発揮されたと思われる。また、公契連の計算式をもとに最低制限価格を算出していることから、引き続き同モデルの改正を注視するとともに、他県や他市町の状況も調査した上で、制度改正も含む研究等が引き続き必要であると考えられる。

※平均落札率について

令和4年度の全入札件数387件から最低制限価格を設定していない案件10件を除く377件、令和5年度の全入札件数338件から最低制限価格を設定していない案件1件を除く337件について工事と業務委託の平均落札率を算出し、同条件で比較した。



(2) 落札率の比較（低入札価格調査制度と総合評価落札方式）

続いて、低入札価格調査制度についても同様に検証した。同制度の当初の目的は、最低制限価格の設定上の課題となっていた予定価格算出率のくじ引き次第で安価な応札を無効とし、高値の応札者との契約締結を余儀なくされる契約案件を削減するとともに入札不調案件の発生を抑制し、円滑な契約締結を図る目的で設定された制度であった。

改正前は、設計金額1億円以上（税込）の建設工事において「低入札価格調査制度」による発注を行っていたが、令和5年3月から同制度は、「総合評価落札方式」のみに適用されることになった。

なお、総合評価落札方式は、制度の性質上「最低制限価格」を設けることが出来ないためダンピング対策の観点から低入札価格調査制度を活用している。

以下、令和5年3月の改正内容を示す。

●低入札価格調査制度の改正について

本制度はランダム係数が高く算出された場合、多くの応札が最低制限価格を下回り失格となり、高い入札金額での契約を余儀なくされる制度上の不合理な事象の対応策として導入し、最低制限価格を下回る応札を低入札価格調査により基準を満たしていれば落札者とする制度であったが、ランダム係数の廃止に伴い低入札価格調査制度は原則廃止とし、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができない総合評価落札方式のみに適用する。

●総合評価落札方式に適用する、低入札価格調査制度における失格基準価格及び積算内訳書審査基準の算定式の改定について

ダンピング受注の防止対策として、失格基準価格の算定式（表1）、及び、積算内訳書審査基準（表2）を次のとおり改定した。

表1 失格基準価格の算定式（土木一式）

改定前	入札価格の低い方から7割の入札価格の平均額に0.95を乗じた額 など			
改定後	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	×0.95	×0.85	×0.80	×0.55

表2 積算内訳書審査基準の設計内訳書に掲げる価格に乗じる率（土木一式）

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
改定前	×0.90	×0.80	×0.80	×0.30
改定後	×0.90	×0.80	×0.75	×0.50

次に、前記した制度改正後の令和5年度における「総合評価落札方式」の発注案件及び入札結果を示す（表3）。

表3 令和5年度における総合評価落札方式試行結果（金額、価格は税込み）

工事名	設計金額 (=予定価格)	総合評価 値	契約金額 (失格基準価格)	入札参 加者	落札率 (%)
松阪市公共下水道事業松阪第1 処理分区327-1号汚水幹線外汚 水管渠及び配水管布設替工事	235,408,800	6.36192	200,913,900 (200,913,900)	6者	85.35
松阪市公共下水道事業松阪第1 処理分区23号外汚水管渠及び 配水管布設替工事	216,412,900	6.80495	184,277,500 (184,277,500)	4者	85.15
松阪市公共下水道事業三雲第 1-1処理分区5-7号外汚水管渠 工事	190,175,700	7.87465	162,737,300 (162,737,300)	5者	85.57
松阪市公共下水道事業松阪第1 処理分区4-56号外汚水管渠工 事	265,034,000	5.53079	227,327,100 (227,327,100)	5者 の内 2者辞退	85.77

入札結果については、全案件「調査基準価格」未満での応札、かつ、「失格基準価格」に並ぶ結果で最終的には技術評価点（総合評価値）の高い業者が落札者となっており、同方式での発注による効果は発揮されたものとする。

一方で、令和5年度の入札状況を見ると、参加業者が固定化されてきているのではないかという疑いが生じた。令和3年度から同方式による試行再開後、年間4件発注し、最大で12者参加があったものが、令和5年度は平均して5者にとどまった。この要因は、試行再開後において「技術評価点項目」が据え置かれたままであること、特に技術評価点の低い（工事实績や工事成績などが他社と比較すると低い）業者はあえて同方式での競争は望まないこと、また、本市の最低制限価格の算定式の改定により受注金額が上昇したことから、総合評価落札方式による参加を回避したと推測される。この推測が正しいければ、当然に一定の業者が落札する仕組みで公平性を欠く方式である疑いを持たれることを杞憂する。

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（工事成績、工事实績、技術提案など）を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。国では、平成19年3月30日付け国土交通省総合政策局長通知において、「各地方公共団体は施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入を速やかに実施すること」としている。本市では、工事实績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用してきたが、改めて、「技術評価点項目」の見直し（若手や女性技術者の登用にインセンティブを与えるなどその時代に見合った評価項目の検討）とともに、受注者にとって参加意欲が湧くような魅力ある同方式の制度再構築が必要と考える。

また、低入札価格調査制度を併用していることで、調査基準価格を下回る応札は改正前の入札状況と変化はないが、入札結果を確認すると、「失格基準価格」で並ぶ応札が多い。三重県や他市の状況を見ると、調査基準価格を下回る場合は幾つかの調査を行っていると思われるが、本市においても積算内訳書の審査のみならず、他市同様の調査や審査等を検討・研究されたい。

入札実施事例として、次の結果を示す（表4）。

表4 「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区327-1号汚水幹線外污水管渠及び配水管布設替工事」の落札結果

参加者	入札金額 (円：税抜)	技術評価点 (標準+加算点)	総合評価値 (技術評価点/入札金額)	落札結果
A社	182,649,000	116.20	6.36192	落札
B社	171,948,000	—	—	失格基準価格未満により失格
C社	214,000,000	115.00	5.37383	5
D社	182,649,000	115.20	6.30717	2
E社	182,649,000	114.50	6.26885	3
F社	188,000,000	110.00	5.85106	4

※予定価格：214,008,000円、調査基準価格：194,254,000円、失格基準価格：182,649,000円
調査基準価格を下回り、失格基準価格に3社（A社、D社、E社）が応札し、標準点100点と加算点20点満点中加算点の最も高いA社が、積算内訳書審査基準をクリアし落札者となった。B社は失格基準価格を下回り失格となった事例。

なお、本表の入札金額については、税抜金額で表している。

(3) 災害時における指名競争入札の適用

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）（平成17年法律第18号）第9条第1項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が定められ、同法第10条は各省各庁の長や地方公共団体の長などは、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されている。その中でも、災害復旧は迅速な対応が求められており、「災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること」とされている。

本市においては、令和3年度の入札制度の見直しによりこれまでの災害時の応急復旧工事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するものとされた。令和5年度は指名競争入札4件の発注を行い（表5）、「松阪市災害復旧工事等指名競争入札参加者指名基準」により6業者を選定し入札を実施した。開札結果においては、すべての案件で辞退者もなく競争性は確保されていると思われる。引き続き、指名業者選定における公正性・透明性などの確保に努めるとともに、入札結果においても談合などの疑いを持たれないように注意されたい。

表5 令和5年度における指名競争入札を適用した災害復旧工事

工事名	設計金額 (予定価格)	契約金額	選定業者6者	落札率 (%)
林道峯ヶ谷大崩線災害復旧工事	10,554,500	9,735,000	6者入札参加	92.24
5年災第114号その他市町村道 森富永旧国道線道路災害復旧 工事	3,611,300	3,344,000	6者入札参加	92.60
112-1 飯南町深野田災害復旧工 事	1,747,900	1,625,800	6者入札参加	93.01
5年災第113号その他市町村道 高見線道路災害復旧工事	12,100,000	10,945,000	6者入札参加	90.45

6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

(1) ランダム係数の廃止と入札結果

当委員会がこれまで指摘した意見に基づき、令和5年3月に電子入札システムの更新を機に入札制度改正が行われた。改正以前は、ランダム係数を掛けることで、同価格での入札を防ぎ、くじ引きを回避してきた利点があった。しかし、その一方で、ランダム係数が高く設定された場合、最低制限価格を下回る幾つかの応札額が失格となり、高い応札額業者と契約締結せざるを得なくなる事例が発生していた。ランダム係数を廃止することで、令和5年度は最低制限価格で入札者が並び、電子くじによる落札候補者を決定することが多数見受けられた。くじ引きによる落札は適法であるものの、その件数が多くなると適切かどうかという視点もある。しかし、高額の応札者との契約が減少したこと、電子くじが導入されたことにより、迅速かつ機能的に公平に落札者を決定できることはひとつの改善策と考える。入札結果については引き続き注視されたい。

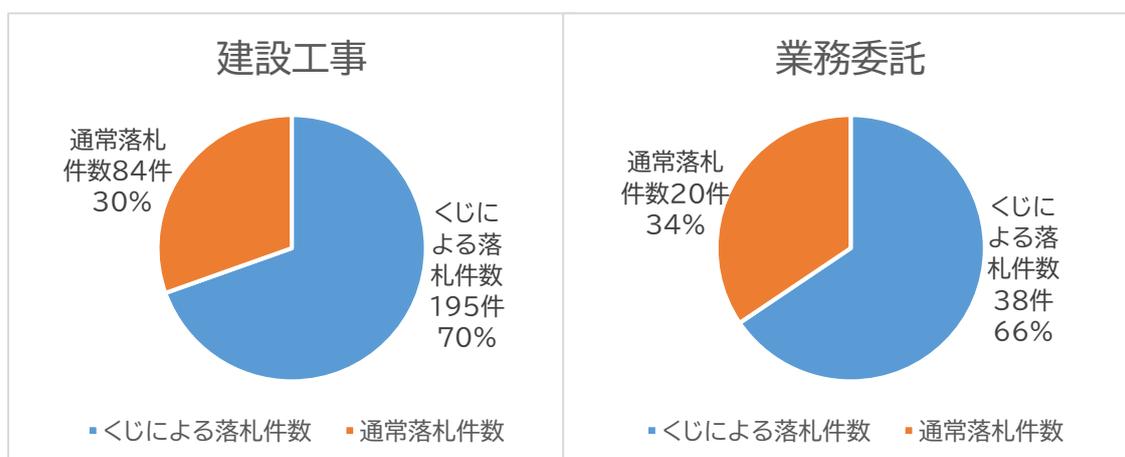


図3 令和5年度建設工事、業務委託の入札にかかるくじ発生状況

(2) 建設業における週休2日制工事と労働時間の上限規制

政府は平成30年3月、「働き方改革実行計画」を策定した。時間外労働の上限規制については、建設業に対し改正労働基準法施行から5年間の猶予期間が設けられたが、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることとなった。週40時間が法律で定められた労働時間の限度となるが、労働基準法第36条に基づく協定(いわゆる36協定)を事業主が締結したとしても「月45時間・年360時間」が時間外労働の上限となる。上限規制は、災害の復旧や復興を目的とした事業を除き、建設業すべてが規制の対象であり、特別な事情があって具体的な取り決めをしない限り時間外労働は「月45時間・年360時間」以内となる。

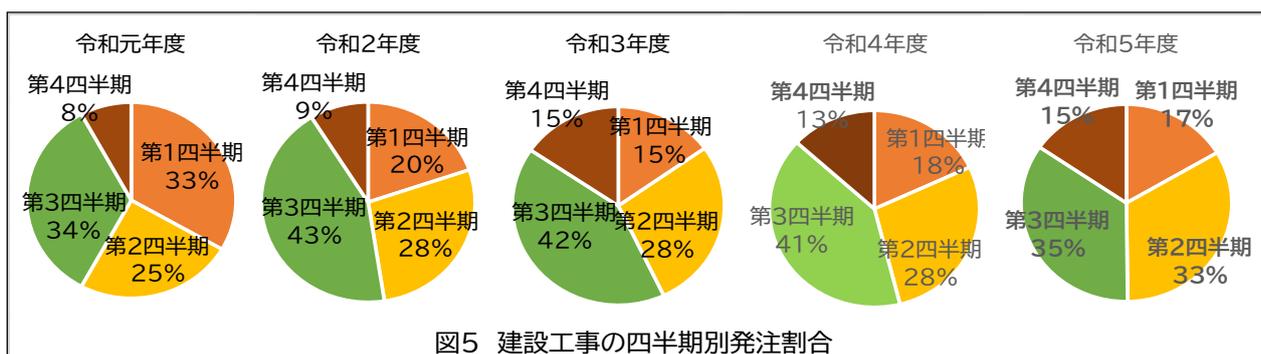
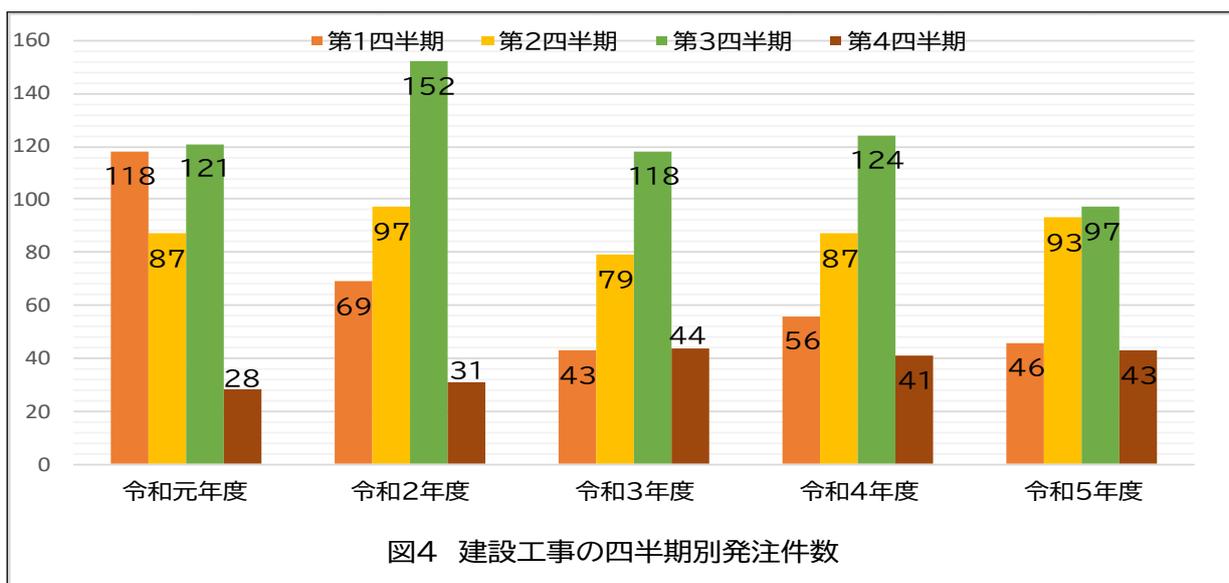
建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取り組みが必要である。下請契約においても、請負契約における取り組みと同様、週休2日をベースとし、建設工事に従事するすべての者が時間外労働の上限規制をクリアできるよう、元請・下請双方が十分に協議の上、適正な工期を設定したうえで取り組むことが重要である。品確法においては受注者の責務として適正な工期等を定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが、また、発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が確実に確保されるよう適正工期を設定することがそれぞれ定められている。

本市におかれても、地方公共団体として範をなす意味でも、建設業における週休2日制工事や労働時間の上限規制を実現できる環境づくりに向け、適正な工期の設定や工事の平準化などの取り組み拡大をより積極的に進められたい。

(3) 工事の平準化

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されている。本市においては、令和5年度も債務負担行為を設定し、道路維持修繕工事などについて早期着手しているが、更なる取り組みを検討されたい。

図4、図5は令和元年度から令和5年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合を示している。国や県が推進する工事の平準化については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期(4月~6月)より工事に着工できるよう求めているところである。令和5年度の第1四半期の発注件数は前年度と比較すると56件から46件に10件減少し、発注割合においても18%から17%へ1ポイント減少している。全体的な本市の予算が減額されてきていることや現場の発注条件等により第1四半期に発注しにくくなる傾向があることは理解できないものではないが、前記(2)の建設業における週休2日制や労働時間の上限規制を実現するためにも、引き続き、発注件数が増加するように積極的な取り組みを検討されたい。また、今後においても早期発注や、繰越措置、債務負担行為をできる限り活用し工事平準化を目指すことを再度提案したい。



(4) インセンティブ型入札

インセンティブ型入札は、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、優良工事を施工した者、全工種の平均成績点が85点以上の者、災害復旧工事を2回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とし、平成29年度から試行導入している制度である。

毎年5件程度の発注を行い、10社程度の入札参加者数があり、受注者からも好評を得ていた。表6は令和5年度の実績である。過去の発注件数と比較すると近年は少数参加で推移している。これは、同制度に入札参加ができる災害受注工事の2回以上の実績業者が無くなり、また近年、災害等が本市において幸いにも発生していなかったために災害受注実績が増えず、入札参加可能業者の減少が顕著となっていることによる(表7)。

表8には、令和4年度までのインセンティブ型入札発注実績を参考に示す。

インセンティブ型入札は、事業者の育成・成長にも有効であることから、状況によって柔軟に運用するなど同制度試行についてはより良い方法を検討し、引き続き、インセンティブ型入札による発注の継続を期待したい。

表6 令和5年度におけるインセンティブ型入札案件

工事名	予定価格 (円：税込)	請負契約額 (円：税込)	入札参加者数
東出線道路改良工事	39,736,400	35,723,600	4
松尾橋配水管更生工事	47,239,500	42,587,600	5
山室立野線舗装修繕工事	10,781,100	9,594,200	6
甚目舞出1号線舗装修繕工事	6,228,200	5,537,400	4
曲西沖牛草線道路改良工事	18,382,100	16,421,900	5

表7 インセンティブ型入札参加可能業者数

	過去2年度の完成 検査で優良工事を 施工	過去3年度の完成検 査で全工種の平均成 績点が85点以上	過去3年度に契約監 理課発注の災害復旧 工事を2回以上受注 した実績	合 計
平成29年度	11	7	19	37
平成30年度	7	9	23	39
令和元年度	7	11	23	41
令和2年度	10	11	21	42
令和3年度	10	7	10	27
令和4年度	8	9	0	17
令和5年度	6	9	0	15

表8 平成29年度から令和4年度インセンティブ型入札発注実績

年度		工 事 名	設計額(円：税込)	入札参加者数
H29	1	射和中万線道路修繕工事	4,700,160	8
H29	2	谷線道路改良工事	16,654,680	19
H29	3	松阪市公共下水道事業松阪第2処理分区839号外污水管渠工事	49,311,720	15
H30	1	谷線道路改良工事	8,186,400	11
H30	2	射和中万線道路修繕工事	4,739,040	10
H30	3	脇谷2号線道路改良工事	16,004,520	15
H30	4	浜垣内1号線外1線舗装新設工事	7,192,800	6
H30	5	第30-301号曾原町外配水管布設替工事	49,559,040	11
R1	1	清水3号線道路修繕工事	4,445,280	11
R1	2	射和中万線道路修繕工事	4,410,720	11
R1	3	松阪市公共下水道事業小黒田第7排水区690-1号外雨水管渠工事	13,712,600	10
R1	4	脇谷2号線道路改良工事	12,225,400	14
R1	5	中万町道路修繕工事	4,736,600	11
R1	6	令和元年度松阪市総合運動公園建設工事(その3)	25,913,800	19
R1	7	第1-401号飯南町粥見配水管布設替工事	48,060,100	13
R2	1	小黒田野田1号線道路修繕工事	3,830,200	10
R2	2	令和2年度松阪市総合運動公園建設工事	13,853,400	15
R2	3	射和中万線道路修繕工事	3,929,200	5
R2	4	久保若芽町道路修繕工事	3,320,900	11
R2	5	松阪市公共下水道事業小黒田第7排水区716-1号外雨水管渠工事	34,654,400	14
R2	6	令和元年度松阪市総合運動公園建設工事(その7)	18,613,100	14
R2	7	第2-402号飯南町粥見配水管布設替工事	46,928,200	16
R3	1	小黒田北田1号線道路修繕工事	4,099,700	6
R3	2	山添上川線道路改良工事	23,184,700	12
R3	3	第3-301号中道町外配水管布設替工事	48,829,000	9
R3	4	松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区798-1号外污水管渠工事	39,312,900	9
R3	5	曾原中林2号線舗装新設工事	22,038,500	7
R3	6	上川住宅1号線道路修繕工事	3,404,500	5
R3	7	塩浜塚本線道路修繕工事	1,818,300	4
R4	1	西野笹川線道路改良工事	27,193,000	3
R4	2	浸水対策事業焼橋排水路改修工事	25,904,000	1
R4	3	準用河川九手川河川改修工事	31,678,000	1

7. むすびに

現在日本は、気候変動による豪雨や大雪等の自然災害の激甚化・頻発化や、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築、世界的な物価高騰、急速に進行する少子化への対応等、時代の転換点と言える様々な課題に直面している。

めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っており、その担い手を確保するためには労働者が働きやすい環境を作ることが急務である。

近年では、建設業においても、適切な賃金水準の確保や安定的な仕事量の確保、週休2日制工事の拡大など、様々な施策が行われているが、契約事務等の効率化による生産性向上や、女性及び若手雇用や育成等につながる事業者評価を採用するなど、様々な視点での改善や取り組みがさらに必要である。

本意見書は、本市における入札及び契約業務において、より適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から意見を述べてきたが、入札・契約状況は引き続き注視する必要がある。今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築と改善が、本市の活性化、発展につながると考える。

また、こうした本市の取り組みが、建設業全体の長時間労働の是正や就労待遇の改善、ひいては、技能労働者の処遇の向上や建設業の持続的な発展に必要な若い人材の確保につながることを期待したい。